一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会　会長選定規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会（以下、「本協議会」という。）定款第１４条および第２２条第６項（３）に基づき、理事会が会長（代表理事）を選定する場合の基準、方法その他選定に必要な事項を定める。

（会長の選定方法）

第２条　会長の選定に当たり、理事は本規程に定める会長候補者選考基準に基づき各候補者を選考し、理事会に提案するものとする。

２　会長候補者は、任期満了によって退任する会長から推薦を受けることができる。

３　理事は、会長に立候補することができる。

４　第１項から第３項による候補者が複数の場合は、理事会に出席した理事全員による無記名投票、あるいは、これに準ずる方法で会長の選挙を行い、最多得票者を会長として選定する。

５　第１項から第４項までの規定にかかわらず、理事会において別途の候補者選考方法が決議された場合はこれに従う。

（会長候補者の選考基準）

第３条　会長候補者には、本協議会を代表して事業を統轄できる理事を選考する。

２　会長は、本協議会の定款で定められた職務の他、定期的に事務局より事業の進捗について報告を受け、必要に応じて適切な指示、助言を行わなければならない。

３　会長の任期は、選定後２年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。

４　会長の再任はこれを妨げない。

５　会長は、任期途中であっても、所属する会員機関における身分を失った場合は、会長を辞任しなければならない。

（改廃）

第４条　この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、２０２０年１１月１１日から施行する。